

平成26年2月25日

今冬の大雪等に係る特別交付税(3月交付分)の繰上げ交付

総務省は、今冬の大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 繰上げ交付対象団体 21市20町8村(計49団体)

災害救助法適用団体又は

2月9日までの積雪積算値(※)が1,000 cm・day 超かつ平年の1.30倍以上の団体

※ 積雪積算値とは、毎日の積雪深を足し合わせたもの(気象庁情報による)

2 繰上げ交付額 6,692百万円

特別交付税3月交付額の過去5ヶ年平均額を基礎としてその5割を交付

3 日程

平成26年2月25日(火) 交付決定

平成26年2月26日(水) 現金交付

注 繰上げ交付額の団体別内訳は、別紙のとおり

<参考>

- ・ 特別交付税の交付時期は、12月及び3月(地方交付税法第16条第1項)。
- ・ 特別交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの。繰り上げて交付した額は、3月分の特別交付税交付額から控除。

自治財政局財政課 梶、小野

TEL 03-5253-5111 (代表)

TEL 03-5253-5613 (直通)

FAX 03-5253-5615

今冬の大雪等に係る特別交付税(3月交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

<北海道:13団体>

団体名	繰上げ交付額
芦別市	210
赤平市	319
滝川市	204
砂川市	132
歌志内市	244
共和町	43
泊村	8
神恵内村	68
奈井江町	56
上砂川町	69
浦臼町	46
新十津川町	52
雨竜町	32
計	1,483

<岩手県:1団体>

団体名	繰上げ交付額
西和賀町	158
計	158

<秋田県:4団体>

団体名	繰上げ交付額
横手市	625
湯沢市	429
美郷町	112
東成瀬村	74
計	1,240

<群馬県:4団体>

団体名	繰上げ交付額
沼田市	253
下仁田町	62
南牧村	47
高山村	28
計	390

<埼玉県:6団体>

団体名	繰上げ交付額
秩父市	343
飯能市	117
横瀬町	33
皆野町	53
長瀨町	40
小鹿野町	95
計	681

<山梨県:17団体>

団体名	繰上げ交付額
甲府市	217
富士吉田市	159
都留市	146
大月市	144
韮崎市	238
北杜市	314
笛吹市	320
上野原市	134
甲州市	285
市川三郷町	108
早川町	50
身延町	149
西桂町	32
鳴沢村	22
富士河口湖町	79
小菅村	64
丹波山村	62
計	2,523

<長野県:4団体>

団体名	繰上げ交付額
茅野市	116
軽井沢町	18
御代田町	35
富士見町	48
計	217

注) 繰上げ交付は百万円未満を切り捨てて行うこととしている。